

介護予防・日常生活支援総合事業における請求明細書と給付管理票の提出パターン

(1) 総合事業サービスを利用する場合の給付管理票及び介護予防支援費/介護予防ケアマネジメント費の作成

II - 資料8

No.	利用者	利用サービス				給付管理票の提出	給付管理票に記載するサービス	介護予防支援費/ 介護予防ケアマネジメント費
		介護予防給付 指定事業所で		総合事業 指定事業所で				
		限度額管理 対象	限度額管理 対象外	限度額管理 対象	限度額管理 対象外			
1	要支援者	○	—	—	—	要	介護予防サービス(限度額管理対象分) 地域密着型介護予防サービス(限度額管理対象分)	介護予防支援費
2		○	○	—	—	要	介護予防サービス(限度額管理対象分) 地域密着型介護予防サービス(限度額管理対象分)	介護予防支援費
3		○	—	○	—	要	介護予防サービス(限度額管理対象分) 地域密着型介護予防サービス(限度額管理対象分) 総合事業サービス(限度額管理対象分)	介護予防支援費
4		○	—	—	○	要	介護予防サービス(限度額管理対象分) 地域密着型介護予防サービス(限度額管理対象分)	介護予防支援費
5		○	○	○	—	要	介護予防サービス(限度額管理対象分) 地域密着型介護予防サービス(限度額管理対象分) 総合事業サービス(限度額管理対象分)	介護予防支援費
6		○	○	—	○	要	介護予防サービス(限度額管理対象分) 地域密着型介護予防サービス(限度額管理対象分)	介護予防支援費
7		○	—	○	○	要	介護予防サービス(限度額管理対象分) 地域密着型介護予防サービス(限度額管理対象分) 総合事業サービス(限度額管理対象分)	介護予防支援費
8		○	○	○	○	要	介護予防サービス(限度額管理対象分) 地域密着型介護予防サービス(限度額管理対象分) 総合事業サービス(限度額管理対象分)	介護予防支援費
9		—	○	—	—	不要	—	介護予防ケアマネジメント費
10		—	○	○	—	要	総合事業サービス(限度額管理対象分)	介護予防ケアマネジメント費
11		—	○	—	○	不要	—	介護予防ケアマネジメント費
12		—	○	○	○	要	総合事業サービス(限度額管理対象分)	介護予防ケアマネジメント費
13		—	—	○	—	要	総合事業サービス(限度額管理対象分)	介護予防ケアマネジメント費
14		—	—	○	○	要	総合事業サービス(限度額管理対象分)	介護予防ケアマネジメント費
15		—	—	—	○	不要	—	介護予防ケアマネジメント費
16		—	—	—	—	不要	—	介護予防ケアマネジメント費
17	事業対象者	—	—	○	—	要	総合事業サービス(限度額管理対象分)	介護予防ケアマネジメント費
18		—	—	—	○	不要	—	介護予防ケアマネジメント費
19		—	—	○	○	要	総合事業サービス(限度額管理対象分)	介護予防ケアマネジメント費
20		—	—	—	—	不要	—	介護予防ケアマネジメント費

○介護予防・地域密着型介護予防サービスで限度額管理対象

- 介護予防訪問介護
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防通所介護
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護(介護保健施設)
- 介護予防短期入所療養介護(介護療養施設等)
- 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)
- 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型)

○総合事業サービスで限度額管理対象

- 訪問型サービス(みなし)
- 訪問型サービス(独自)
- 訪問型サービス(独自/定率)※市町村が対象とするかどうかを決定
- 訪問型サービス(独自/定額)※市町村が対象とするかどうかを決定
- 通所型サービス(みなし)
- 通所型サービス(独自)
- 通所型サービス(独自/定率)※市町村が対象とするかどうかを決定
- 通所型サービス(独自/定額)※市町村が対象とするかどうかを決定

※No.9の総合事業サービス及びNo.16、No.20の介護・総合事業サービスは記載されていないが、指定事業所以外のサービス及び一般介護予防事業あるいは総合事業以外の民間サービス等につないだ場合を想定している。